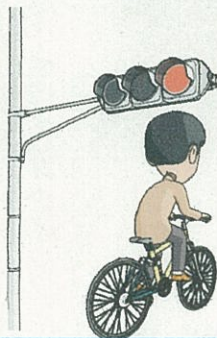


知ってますか？自転車運転者講習制度の 対象となる危険行為

14項目

信号無視 法第7条違反



通行禁止道路(場所)の通行 法第8条第1項違反



道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所(歩行者天国など)を通行する行為

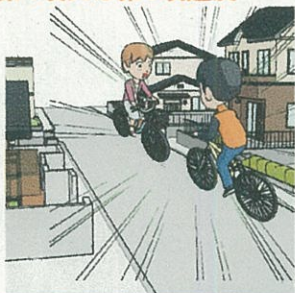
歩行者用道路での徐行違反 法第9条違反

自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際に、歩行者に注意せず、又は徐行しないなどの行為



歩道通行や車道の右側通行等 法第17条第1項、第4項又は第6項違反

歩道又は路側帯と車道の区別がある道路で、自転車が通行できない歩道での歩道通行、車道での右側通行、道路右側の路側帯を通行する行為



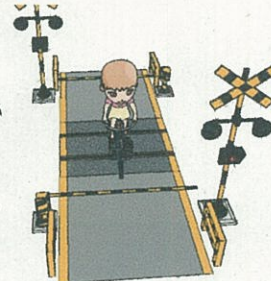
路側帯での歩行者の通行妨害 法第17条の2第2項違反



自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

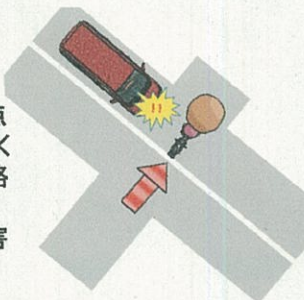
遮断踏切への立ち入り 法第33条第2項違反

遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、又は警報機が鳴っているときに踏切に立ち入る行為



左方車優先妨害・優先道路車妨害等 法36条違反

信号のない交差点で左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為



右折時、直進車や左折車への通行妨害 法第37条違反

交差点で右折する際に、その交差点で直進又は左折をしようとする車両の進行を妨害する行為



環状交差点安全進行義務違反 法第37条の2違反

環状交差点内を通行する車両等の通行を妨害したり、環状交差点に入るときに徐行をしないなどの行為



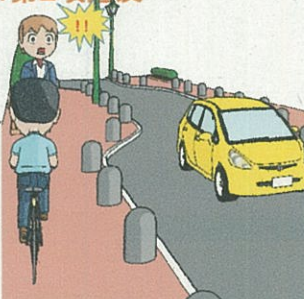
指定場所一時不停止 法第43条違反

一時停止標識等無視して交差点に進入したり、交差道路を通行する車両等の進行を妨害する行為



歩道での歩行者妨害等 法第63条の4第2項違反

歩道の車道寄りの部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するような場合に一時停止しないなどの行為



制動装置不備の自転車の運転 法第63条の9第1項違反

ブレーキ装置を備えていなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為



酒酔い運転 法第65条第1項違反

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為



安全運転義務違反 法第70条違反

ハンドルやブレーキなどを確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度と方法で運転する行為



※ 「法」とは道路交通法です。

特定の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと「自転車運転者講習」の受講が命じられます。

熊本南警察署

